

# 第六回東京都食品安全情報評価委員会

## 「健康食品」専門委員会

### 議事録

日時：平成 17 年 7 月 19 日（火）

会場：都庁第 1 本庁舎 4 2 階特別会議室 C

古田健康安全室食品医薬品情報担当副参事（以後「古田副参事」） お待たせいたしました。これより第6回「健康食品」専門委員会を始めたいと思います。

本委員会は、規則第6条6項によりまして過半数の出席が必要でございます。委員は全部で7名でございます。現在ご出席の委員は5名ということで、本委員会は成立していることをご報告させていただきます。

本日は事務局として、健康安全室食品医薬品情報担当の浅井参事が出席しておりますので、ごあいさつさせていただきます。

浅井健康安全室食品医療品安全担当参事 今、紹介ございました浅井でございます。そろそろまとめに入ってくる段階でございますので、できるだけ出席させていただいて、先生方の意見を直接お聞きしておきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

薬品の関係の日刊紙「薬事日報」で健食特集を組んでおまして、やはり大変関心があるといいますか、おいしい分野といいますか、非常にそういう注目度が上がっているのかなとも思います。そんな中で、先週ですか、食育基本法ができたということで、これもやはり大きな時代の流れの中で、少しずつ基本的な食ということについて、みんなの認識のレベルが上がっていくいい方向かなと私どもとらえておりますけれども、いずれにしても、そういういろいろな関心の高まりの中にこの報告書が一石を投じてくれるようにということで、私、大変期待しておりますので、ひとつ先生方、暑くなって恐縮でございますけれども、精力的にご検討いただければありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます

古田副参事 丸山委員は、3時ごろにお着きになるという連絡をいただいております。

それでは、進行の方を座長にお願いしたいと思います。

梅垣座長 それでは、きょうを入れてあと2回ということで、大詰めを迎えていますので、活発なご議論というか、ご意見をいただきたいと思います。

本日の主な議題としましては、まず第7回東京都食品安全情報評価委員会からの意見について、2番目に「健康食品」に関する検討報告骨子の検討ということでございます。

まず第1の第7回東京都食品安全情報評価委員会からの意見についてということで、事務局からご説明いただきたいと思います。

古田副参事 先日、第7回東京都食品安全情報評価委員会が開催されまして、その折、これまでの検討経過を報告いたしました。皆さんのお手元に参考資料2をおつけしてあります。それをご用意いただきたいと思っております「健康食品」に関する都民へのメッセージ

(案)でございます。

当日、報告は梅垣座長からこれまでの検討経過、それから私どもの方からさきにご報告いたしました医療関係者の「健康食品」に関するアンケート調査の結果、それからお手元の「健康食品」に関する都民へのメッセージ、この3点について報告させていただきました。その概要をお伝えさせていただきます。

< 第7回東京都食品安全情報評価委員会における検討報告、説明省略 >

梅垣座長 ありがとうございます。私は今ご説明いただいた内容でよろしいと思いますが、林先生、村上先生、特につけ加えることは何かございますか。

村上委員 この前話したことをおさらいしているわけでしょう。結構です。

梅垣座長 では、この意見というのは、都民へのメッセージに反映していきたいと思いますが、何かほかの先生方で質問、ご意見があればお願いします。代田先生、よろしいですか。

代田委員 そのとおりだったと思います。

梅垣座長 それでは、議題2、検討報告骨子の検討ということで行いたいと思います。

今回まで5回の専門委員会を開催し、さまざまな内容について討議、検討してきましたが、その内容をまとめ、次の評価委員会において知事に報告する予定にしているということです。

それでは、まず今までの委員会の経過と今後の日程について、事務局からご説明をお願いします。

< 「『健康食品』専門委員会検討経過概要」説明省略 >

梅垣座長 健康食品について、まだまだ議論する部分があると思いますが、事務局から説明がありましたように、今回の委員会で取り上げた事項というのは、かなり意見が集約されてきたと思っております。きょうは、これまでの議論を整理して、最終的な報告の骨子について検討します。

それでは、骨子の素案についてご説明をお願いいたします。

渡部健康安全室健康安全課食品医薬品情報係長(以後「渡部係長」) それでは、説明させていただきます。資料1と資料2をご用意いただけますでしょうか。

まず、資料1が「『健康食品』に関する検討報告骨子（素案）の全体像」となり、骨子素案の全体を図に概略化したものでございます。全体といたしましては3章の構成になっております。

「はじめに」の部分で、「健康食品」が本委員会における調査対象となった経緯と検討経過の概要をまとめさせていただく予定です。

第1章では、「検討の視点」として、問題点の指摘と検討の方向性について記載しております。構成は、最初に「健康食品」の現状として、利用状況、「健康食品」に関する問題、現時点での法令による問題への対応がまとめられております。2番目には、検討の方向性として、対象とした「健康食品」の範囲、検討に当たったの基本的な考え方のまとめ、具体的な検討事項について記載してございます。

それを受け、第2章では「『健康食品』が安全に利用される環境の整備」として、具体的な事項を記載しています。まず、1番目には、「健康食品」の安全確保という項目を設けております。ここでは、「健康食品」には一般の食品とは異なる視点で安全管理が必要という考え方に基づいて、事業者が取り組むべき安全管理の要素についてまとめています。2番目には、「健康食品」による被害の防止として、発生した被害に適切に対応し、被害の拡大防止を図る必要があるとの考え方から、必要な取り組みについてまとめております。3番目には、「健康食品」に関する情報の提供です。「健康食品」の安全性情報を重視し、情報を誤解されることなく都民に伝える必要があるという考え方に基づいて、情報提供のあり方についてまとめております。

以上の3つの提案を受け、取り組みを推進するための都の役割等について記載していません。

第3章は、「都民が自らの健康を守るために～都民へのメッセージ～」です。先ほど評価委員会でメッセージに関する意見を伺ったことについて報告をしましたが、報告書の構成では、第3章が都民メッセージとなります。ここでは、都民が自らの健康を守るための行動をとる必要があるとの考え方から、「健康食品」のとらえ方や安全に利用するための選択方法等についてのメッセージをまとめたものになります。

報告書の最後として、検討のまとめと今後の課題等についての構成となっております。

< 第1章の骨子概要説明、省略 >

ここで、前回の専門委員会でご報告が一部できなかったメディア調査の結果をご報告させていただきます。

須田健康安全室健康安全課食品医薬品情報係主事 それでは、「健康情報発信に関するマスメディアの認識調査結果」をご報告させていただきます。資料3をごらんください。資料3に別紙2、取扱注意というものが1部ついておりますけれども、そちらもあわせてごらんください。

まず1、調査目的、2、調査方法につきましては、前回の専門委員会でもご説明させていただきましたので、今回は割愛させていただきます。

3の調査結果をごらんください。今回、録画視聴いたしました各番組の中から、最終的に6番組を選定いたしまして、その6番組に対してこの調査の趣旨をご説明し、インタビューを受けてほしい旨を依頼いたしました。その結果、1番組から取材源等については明かせないという返答がありましたが、残りの5番組については何らかの形で調査を実施しました。

調査方法につきましては、面会によるインタビュー調査が2番組、電子メール、郵送による調査が3番組となっております。原則的に面会してインタビューをしたいということを通じましたが、今回、まずはインタビューに応じてもらうことを最優先に考えまして、先方から要請があったものについては郵送等でも可ということにいたしました。

次の調査結果というところですが、別紙2をごらんください。表になっているものでございます。

今回のこの調査は、取り締まりが目的ではなく、あくまでも実態を把握したいという趣旨を先方にもご説明しております。番組名ですとか個別の調査結果については公にしないという条件で受けていただいております。

#### < 調査結果については非公表 >

この調査結果を、資料3に戻っていただきまして、4、まとめというところですが、簡単にまとめたものがそちらになります。

発信された情報については、各番組とも何らかの情報源を確認しております。担当者が回答した番組のジャンルによって、情報源として挙げられたものの種類に若干の違いがあるのかなという認識を持っております。ただ、挙げられた情報源の科学的な信頼性と

ということについては、今回、十分に調査ができていないので、適切な情報提供であったかどうかということとはわかりません。

安全性の確認ということについても、やはり同様に文献や専門家の監修等により何らかの形で行っているという回答が多くございました。

放送に当たって、取り上げた成分を消費者がサプリメント等により過剰摂取してしまうおそれということについては、あくまでも食品なので、考慮はしていないという回答が多くございました。

繰り返しになりますが、取り上げているのはあくまでも食品であって、健康情報はその食品の持っている特性の一連を紹介しているだけだという認識、そういった意見が多くございました。

簡単ではございますけれども、調査結果の報告は以上でございます。

梅垣座長 それでは、全体の構成と第1章、検討の視点について、確認したい点、ご意見があればお願いいたします。

資料2の第1章、検討の視点、1「健康食品」の現状の(1)「健康食品」の利用状況と書いてありますけれども、もう1つ現状として、「健康食品」は多様なものが存在しているということを入れたらどうかと思います。いろいろなものが存在していて、先ほど林先生とも話をしていたんですが、物すごく悪質なものもあれば、そうでないものもあります。非常に多様なものが市場に存在しているというのも大きな問題だと思いますので、それを入れた方がいいかなと思います。

先生方で何かご意見ございますか。

林委員 「健康食品」の定義が難しいと思います。現状では「健康食品」についての公的な定義は示されていません。定義の書き方でもって、この報告書の信ぴょう性まで疑われるようになるわけですね。その意味で、この報告書でも定義は慎重でなければいけないと思います。「健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるものを指す」という定義は、取り締まりの対象としての「健康食品」の定義と受け取られます。販売・利用されているものの中に本当に健康の保持増進に資する食品もあるが、そうでないものも含まれているかもしれないから、それを取り締まるための定義のように感じられる。大事なことは、取り締まりの対象としての「健康食品」ではなくて、都民にとって本当に安全性に問題のない「健康食品」の開発を指導するような立場での定義あるいはそのための補足説明が必要です。「販売・利用されるものを指す」だけではなく、都民にいいものを提供す

るための「健康食品」のあり方についての文章を追加すべきです。実際問題としては、簡潔な文章で「健康食品」を定義するのは難しいけれども、補足説明を加えて「健康食品」というものはこうでなければならないという条件を示すことも大事だと思います。

その中で一番大事なことは、「健康食品」と言っても、やはり食品安全基本法に裏づけられたものでなければいけないですね。実際問題として、そうでないようなものが被害の大きな事例になっているわけです。アマメシバもそうだし、ある国からのダイエット食品もそうです。食品安全基本法に立脚して開発されたものでなければならないということを理解しやすい、柔らかい表現で書き加えればよいと思います。

古田副参事 おっしゃるとおり、「健康食品」の定義は非常に難しく、私どももいろいろ議論したところでございます。この定義に用いている部分は、最終的には国の検討委員会の中で用いられた部分を同じようなスタンスで持ってきました。ここで議論することも可能ですが、そのことに時間を費やすのは本意でないということから、国の検討委員会での定義をそのまま使ってきました。

「健康食品」の中には、医薬品成分が検出された無承認無許可医薬品があります。これは分類からすると医薬品ではないですが、そういったものを区別する部分につきましては、さきの「健康食品」の区分の表がございますよね。ああいった中でさまざまな「健康食品」、それから「健康食品」ではないけれども、そこに非常に近いもの、そういったものを説明していきたいと思っております。

林委員 国の定義を書くのも悪くはありませんが、それだけではやはり取締りの対象としての定義です。「健康食品」といっても国が決めた食品安全基本法、特に事業者の責務にのっとりつくったものだというようなことを補足説明として入れておくことは必要だと思います。事業者の責務については食品安全基本法のほかに食品衛生法の中にも似たような文章が出ていますから、取締法の中には同じ内容の条項があります。やはり、「販売・利用されるものを指す」というだけだと、何か東京都の取り締まりの対象としての「健康食品」というふうに思われがちです。

池上委員 今の「健康食品」の定義に関しては、事務局から今ご回答があった考え方で、私はいいのではないかと考えています。林先生がおっしゃるように、食品安全基本法とか食品衛生法とか、そういった法律に基づいて食品の安全が担保されていることはあらゆる食品に必ず求められることですから、そういうことがこの中に入っていることについては異論はないんですけれども、ただ、現時点で、さっき「健康食品」が場合によっては人の

健康に資するプラスな存在としての食品を否定しているようなニュアンスに受けとれるというふうにおっしゃったんですけれども、現状では必ずしも本当に人の健康にプラスになるような「健康食品」がどれほどあるかということに関しては、私自身は疑問に思っています。例えば、国が決められている保健機能食品も、それなりに安全性や有用性に関しては審議されて認められてはいますけれども、科学的な根拠として、あれで十分かということになったら、私は十分ではないと思わざるを得ない。実際に、審議に長くかかわってきた感想としてはそういうふうに思えるんです。ましてや、そういった審査を全く経ていない存在のもの、中には何か有効なものがあるのかもしれませんが、そのことをここで認めるだけのものがどのくらいあるかということに関しては、我々には実際には、個別には審議をしていないわけで、取り締まりの対象というふうなことが余り全面に出てくることは好ましくはないかもしれませんが、それと先ほど「健康食品」をあたかも推奨するような内容になってはならないという評価委員会の先生方のご意見があったというご紹介があったんですが、これは正しいご意見ではないかと思います。

村上委員 国の検討委員会の定義、検討委員会というのは、いわゆる「健康食品」についての検討委員会のことですか。

古田副参事 昨年見直しがあった……。

村上委員 あのときの。それは明記してもいいかもしれないですね。

梅垣座長 定義については、さきの検討委員会のときに新たに定義するという話もありました。でも、国も制度を動かそうとしていますし、ここで東京都で別途に定義してしまうと余計に混乱してくると思います。だから、ここでは国の検討委員会の定義をそのまま流用しようということですとずっと進んできたとは私は認識しています。

村上委員 ですから、それを括弧に入れるなり何なりして、出典を明らかにしておいた方がよろしいですね。

林委員 そうというような「健康食品」、本当に役に立つものを都民に提供するためには、先ほど僕は食品安全基本法なんて言いましたが、あれにのっとった1つの文章、こうであることは望ましいとか、要するに、この中に既に事業者への指導の項目の文章を入れてしまうということなんですね。そうしないと、これは国のものと同じになってしまうので。

渡部係長 これまで5回開催した専門委員会において検討された事項のほかに、「健康食品」全般に関わる問題については、報告書の「はじめに」の部分と事業者の規制の部分、そういったところで触れていきたいと考えておりますので……。

林委員 どこに入れてもいいけれども、我々が「健康食品」はこのようなものだということがわかるようなところに入れて下さい。東京都の報告書骨子には、「検討の全体像にとらわれず、重点的に検討したことがはっきりわかるような構成を考えました」と書いてあります。これは非常にいいと思うんだけど、「検討の全体像にとらわれず」というのは形式にとらわれ過ぎないでということですね。もう1つは、「重点的に検討したことがはっきりわかるよう」というのは、都民が求めているものは何か、都民に提供すべき情報は何かということについて検討した内容を明確に示すということです。役所派の形式にとらわれなくて、本当に都民に役に立つものをつくるということが大切です。

梅垣座長 先生が今おっしゃったのは、事業者に対する要望ですね。

林委員 事業者の責務を見直すことへの要望です。

梅垣座長 それは役割分担をいろいろ考えて、事業者に対しては今の食品安全基本法にのっとってやってほしいということ。ただ、都民に対しては、いろいろな情報があって、「健康食品」という認識自体がそれぞればらばらだと思うんです。その中で、どういうものがどういう特徴を持っているかというのを都民の人にきちり説明できるような情報を出していく。また、都民の方は自分たちが使っているものがどういうものか、食品安全基本法にのっとってつくられているものかどうか、そういうことを認識していただきたい。そういう考えでよろしいですね。

林委員 それを簡潔な文章で入れた方がいいのではないかと思います。こういうことは初めからわかっているという意見もあるでしょうが、わかっていないから様々な問題が起こるのです。

古田副参事 ご指摘の部分わかりました。私ども検討を始めた経緯がございしますが、定義のところでおっしゃった部分はなかなか入れにくいとは思いますが、例えば座長のおっしゃられた事業者の責務とか、あるいは法律的な背景、「健康食品」のところですね、基本的な考え方、そういったところに十分盛り込める事項ではないかと思っております。

梅垣座長 これは、あくまでも骨子、たたき台ということで考えた方がよろしいわけですね。

林委員 (2) 検討に当たっての基本的な考え方の中に、2番目の「『健康食品』の本質的な問題に対し、法令を補完する、より踏み込んだ対応が必要である」ということを都事務局の意見として書かれています。これは重要な問題であると前回指摘しましたが、そ

の折に事務局側はこれは後回しにすると言われました。とにかく、これはかなり大事なことなので、この本質的な問題の議論について、梅垣座長と浜野委員と事務局あたりで議論していただいて、それをまとめていただいて、専門委員の先生に送っていただいてというようなことをやった方がいいのではないかと思います。

代田委員 私も(2)検討に当たっての基本的な考え方のところの第2番目にあります「健康食品」の本質的な問題のところが大変重要だと思うんですが、やはりここが、具体的に何と何が本質的な問題なのかというのが文章として出てこない、全体的な問題にどうアプローチしていくのかということも、その問題に対して、各関係者に対してどうアプローチをしていくのかということも明確にならないように思うんです。ですから、この本質的な問題というのが具体的にどういうことなのかというのが文章化されるというのではないかと思います。

梅垣座長 浜野先生、いかがでしょうか。

浜野委員 何やら難しい問題を担当しなければならなくなりそうですが、今のお話の本質的な問題というのがまさに、「健康食品」は食品なのかという議論ではないかと思います。食品という一言で言われていることが、ある意味では、「食品だから安全だ」という意識を持たせてしまっている可能性もあるのだろうと思います。本当に一般的な概念では食品と言えるのでしょうか。確かに、食品としていい「健康食品」もあるし、実態としては医薬品に近い形態であったり使い方であったりというものまであるために、その本質的な問題に、どう取り組めばいいのか非常に悩ましい部分だと思います。その場合の取り扱い方として、物質としてのアプローチと、使い方、目的からのアプローチがあって、それらは、ある意味ではマトリックスのような形で考えていかなければならないのだろうと思います。

比較的単純なのは、どこかにもあったと思いますが、食生活を補完するものとしての位置づけです。多くのものがそうだと思いますが、しかし一方では、健康にいい普通の食品というものもたくさんあるし、それは大いに勧めたいという部分で、これを「健康食品」という概念の中で議論すべきなのか、本来は正しい食生活あるいは食育という場面で議論すべきなのかというところが、本質を考える上で非常に悩む部分かなというところなんです。私自身も、この本質的な問題をどうとらえればいいのかという部分が非常に難しいことと感じています。それからこの後書いてあります「法令を補完する」という言葉がありますが、実は正直なところ、本質的な問題の検討なしに法令がつくられていますので、非常

に不備があるなという気はしていますので、何か問題点の指摘はしておきたいという気はします。

林委員 問題点の指摘だけでも十分価値があると思うんです。

浜野委員 例えば、これは記録に載せるべきかどうかわかりませんが、例えば減塩食品、あるいは低カロリー食品というものも、2つの制度の下にあるんですね。特別用途食品、病者用食品としての位置づけのものと通常の食品としてのもの。これらの基準が全く違うという実態ですね。特別用途食品における減塩しょうゆというのは、普通のしょうゆに比べて塩分が半分であればいいんですが、一方では、通常食品における低ナトリウムは、栄養表示基準では、それよりもはるかに低いものを求めています。低カロリー食品も、特別用途食品では普通のもの半分であれば低カロリー食品ですが、栄養表示基準では、もっと低いものを求めています。これはどこかで、問題の起こらない程度で、こういった制度上の問題点にも触れたいという気は正直しております。

古田副参事 このところ、非常に難しい問題ですけれども、まず私ども検討してきた大前提があります。「健康食品」にはさまざまなものがあるんですけれども、この委員会では、やはり安全性のことを議論しようというのが始まりですので、安全性について問題点を絞っていきたいということです。それから、「本質的な問題」、今おっしゃられたようなさまざまな問題点がありますが、このところで主に私どもが言いたいのは、この先の検討のところになりますけれども、3ページの1の考え方の四角のところ、「『健康食品』の安全性にかかる問題には、医薬品との相互作用や過剰摂取による被害など、一般の食品よりもむしろ医薬品に近い要素がある。『健康食品』については、利用時に考慮する安全性情報を製品とともに提供する、販売後に被害情報をモニターするなど、医薬品の安全管理の考え方を取り入れる」、このような結論を導き出すために入れたものです。少し議論が非常に広がってしまうので、これまでの検討の範囲でということ考えさせていただければと思います。

林委員 もう1つ、先ほど実は梅垣座長とお話しした中で、3の具体的な検討事項の  
・ ・ の順番についてです。これら3つの事項は同じものの異なった側面の話なので、逆に言うと、書くときには「健康食品」による被害の防止ということが一番大事なので、これを にして、そのためには安全確保はこうでなければならないし、その情報はこのようにすべきだという順番の方が理解しやすいかもしれない。実際問題として、明確な被害はごく限られたものです。大部分の「健康食品」は、そんなに悪いものではないと思うの

で、その点を十分考えないと。しかし、少なくとも重篤な被害の例、違反による被害の例、考えられないような大量使用による被害の例を知ってもらうことは大切ですし、薬事法違反など被害の原因的な背景みたいなことも論じて、安全確保は、だからこうあるべきであるという情報を入れると読む人はピンと来るかなと思います。

古田副参事 この部分は、先のところで具体的な内容を見ていただきたいと思いますが、安全確保というのは、まず製造者に対してのことなんです、GMPとか原材料の安全性とか。それから被害の防止というのは、さっきの医療関係者との連携のこと、早期発見もこのところで、まず安全な「健康食品」を提供していただいて、不幸にして何か被害が起きてしまったときには早期発見、あるいは拡大防止、それからそういったことの大前提として、さまざまな情報提供をしていくということを考えています。

林委員 安全確保というのは、製造業者のためを目的とした文章ということね。

池上委員 これは次の第2章とつながっていく内容ですね。私は第2章の構成と今のこの具体的な検討事項の内容とが連動していることがわかったのですが、こういう整理の仕方が適切かなというか、ちょっとしっくりいかないというのがひっかかっているところなんです。「健康食品」の安全の確保ということで事業者というのだったら、ここはむしろ事業者とか、そういうふうに切り分けた方がわかりやすいのではないかと思います。

「健康食品」による被害の防止のところなんかを見ると、実際に被害が起きたときにどうするかということですよ。だけれども、本来はやはり未然にどう防止するかというところが大きな課題ではないかと思うんです。ですから、安全確保を分けていくと、そういう内容も場合によっては必要だと思います。

情報に関しても、これも例えば被害の防止にかかわる情報提供もあるし、未然に被害を防止するために事業者だけが努力すれば大丈夫かという、利用する側の消費者の人、都民の人たちもそれなりの判断力を持っていないと未然防止はできないと思います。

ですから、ここの切り方が何かしっくりこないという、むしろもうちょっとストレートな、具体的な検討事項のところももう少し手を加えていただいて、ここはもう少しストレートに、わかりやすい項目に書き直した方が理解しやすいのではないかと思います。

古田副参事 できましたら、先に2章の方を検討いただいて、またここに適切な見出しをご提案いただけたら幸いです。

村上委員 小さいところですが、今の検討の下に「メディアの責任」とありますけれど

も、「マスメディア」の方がよろしいのではないかと思います。メディアはあらゆるメディアを含みますから。さっきの調査なんかのご報告は全部マスメディアになっていますね。ですから、ここは「マスメディア」と。

それから、中の方でちょっとわかりにくいところもありましたけれども、これはまた後で伺ってみましょう。細かいことですから、今は結構です。

梅垣座長 私も細かいことですが、別紙2の番組のD、情報バラエティーのエキナセアというものがありますけれども、安全性の確認方法に「食品なので」と書いてあるんですけども、実際に食品として使うものではないんですが、どういう認識をしているのかというのが非常に奇妙に思ってしまう。これが本当に食品だと認識しているのかと。情報をつくる側が全く誤認しているとしたか思われなような。これは医薬品としてあちこちで使っている部分もありますので、食品とはいえないですね。結局、情報を出す側が誤認していて、それを出してしまうから消費者はもっと誤認してしまうという、非常に悪循環です。これは全く間違っている例だと思います。

池上委員 今のマスメディアの件ですが、実際に調査されたデータをここに組み込むことはできないということなんですよ。だけれども、この調査を見ただけでもこれだけの、ごくわずかな調査を通して、いかに科学的な根拠を十分背景に持たないで番組制作されているかということのうかがい知ることができるので、やはり情報の中にこの問題に関してはきちんと入れておく必要があるのではないですか。調査結果に言及する必要はないかもしれませんが、マスメディア全体としての責任というのは非常に大きいという感じがしますから、そこは入れていただくべきだと思います。

小澤健康安全室食品医薬品情報係主任 今はすごく小さく書いてありますけれども、これは骨子なので、今、先生がおっしゃったようなことは、問題の指摘はきちんとしたいと考えております。

あと、都民の方へのメッセージの中に、マスメディアから流れてくる情報というのがどの程度の根拠なのかということのことをちゃんと認識して受けとめてくださいということ、今までよりももう少し強調した形で入れられればいいかなと考えております。

村上委員 でしたら、具体的な検討事項のところタイトルだけ挙げておいて、ここで余り細かいことをむしろ言わないで、余り細かく書いてしまわないで、検討事項の中に項目として入れておいて、本文に今おっしゃったようなことを入れられたらどうですか。ここで済ませてしまわない方がいいと思いますよ。

古田副参事 このマスメディアの部分は、都民へのメッセージとか情報提供のところとか、その辺のところ項目としては入れていくつもりです。

梅垣座長 それでは、10分間休憩をとりたいと思います。

(休憩)

梅垣座長 それでは再開したいと思います。

もう2章のところに入っていますが、まず2章の説明を事務局からお願いしたいと思います。

<第2章の骨子概要説明、省略>

梅垣座長 タイトルもいろいろ変更可能ですので、ご意見があればそのように直していきたいと思いますので、ぜひ積極的なご議論をいただければありがたいと思います。

それでは、第2章について、先生方のご意見をお願いします。

代田委員 事業者が行うべき安全管理というところの必要な要素のところですけども、最後のところに「被害の申し出に対する適切な対応」ということがあります。ここに「手順に則った」と「情報に基づく安全性の再確認等」というところがございますが、このところにはアドバイザースタッフの配置とか、薬剤師の配置とか、そういう対応する窓口への人材の確保ということは盛り込んだ方がいいのではないかと思います。

古田副参事 消費者相談の窓口というのは、その上のところに設定してありまして、確かに能力のあるとありますが、知識のある人がいなければ窓口対応がしっかりとできないということがございます。ご指摘の事項は盛り込んでいきたいと思っております。

林委員 4ページの上から2つ目の「 」、専門委員会においては、「健康食品」の安全確保のために、製造者等を把握する必要があるとの意見があったのですが、それはどういう製造者が悪いのかということ把握するという意味ですか。それとも、これは製造者等がその安全性確保の目的のためにどのような対応をしているかを具体的に把握する必要があるという意味でしょうか。

古田副参事 その点もちろんです、それ以前の問題で、製造にかかわる人たちが東京にはどれだけいるのか、全ての事業者を網羅した名簿がないんです。「健康食品」の場合、通常の食品とは違って、つくられていくプロセスを考えますと、製品の設計をする事業者、そこに材料をある程度加工したものを供給する事業者、あるいはレシピに従ってその材料をそろえる事業者、それから最終的な製品として打錠する事業者、少なくとも

3種類の事業者がさまざまな形で製造にかかわっているのではないかと考えています。そういった方々に対して、子どもは何かを伝えたい場合にまず大前提として事業者を把握する必要があるだろうということです。

林委員 それぞれが1つの重要な事項だとすれば、その次の重要な事項として、製造者等が安全確保の目的にどのような対応をしているかを具体的に把握する必要があります。なぜかという、それがわかれば、被害防止のための問題点はどこにあるかがわかるからです。

池上委員 今の1のところの「健康食品」の安全確保というのは、さっきも意見を申し上げたのですが、私は「健康食品」による健康被害の未然防止ということがこの大きな課題ではないかと思うんです。となると、事業者だけがそれをやればいいのかという、どうもそうでないように思うので、都民の人たちが的確に判断して、危険なものを避けるだけの科学的な目というんでしょうか、そういう視点というものも求められているように思うんです。ですから、ここにはそういう内容も含めて、考え方の中にそういうことが入ってもいいのではないかと思います。それを受けて、最後に都民へのアピールという、こういう流れになっていくのではないかと私自身は思うので、事業者だけではなくて、都民の責任というか、都民の立場というのもそこに入れた方がいいのかなと思っています。適切かどうかは、ほかの先生方のご判断にゆだねたいと思うんですが。

もう1つ、1の考え方の中の「 」の2番目ですけれども、「健康食品」の安全性にかかる問題には医薬品との相互作用とか過剰摂取と入ってきているのですが、それ以前のところで、実際に使われる製品、あるいはその素材の安全性だとか有効性について、科学的検証が十分ではないということがまずあるのではないかと思うんですけれども、その次に具体的にはもうちょっと別な視点から医薬品との相互作用とか何とかという、こういう流れで、1つ前のところの大事なポイントが抜けてはいないだろうかと思います。

それに関連してなんですが、2の事業者が行うべき安全管理のところの最初の「 」は、製品の安全性を確保するための管理と、最初からぼんと管理に入っているのですが、その以前にやはり製品の安全性や有効性に関する科学的な情報を的確に収集するという作業をまず最初にやって、それに基づいて管理があるのではないかと思うんですが。

古田副参事 まず考え方の素材の安全性、「 」の一番下のところで、アマメシバとかそういったところの原材料の重大な危害性を考慮しなかったという例示で示してしまったのですが、おっしゃるように、事項的には一番初めの関門かなと思いますので、考え方と具体的な事例と並べ方を変えていきたいと思います。

2番目のところも、科学的な情報をきちんと収集して、それを解析する能力のある人たち、そういったことが必要だというのは、ご指摘のとおりでございます。

林委員 今の原料成分の重大な危害情報についての考慮が不十分だったための健康被害という事例をあげられましたが、その他に医薬品等の混入などによる薬事法違反の食品の摂取による重大な健康被害がもっと大きい問題です。食品と医薬品とは行政的に別々の扱いだから、食品では取り扱いにくいというようなことがあるかもしれないですが、都民としては、一番知りたい情報はここだと思います。だから、これは薬事の関係の方とお話をして、きちんと整理しておく必要があると思います。

古田副参事 おっしゃる点はもっともですが、ここの部分は事業者に対して言っていきたい部分で、通常、違反している事業者というのは、もちろん取り締まりの対象なんですけれども、先生ご指摘の部分は「はじめに」とか、「健康食品」の分類したところとか、そういったところで法違反のものについての話は入れていきたいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

林委員 最初のところで軽く触れて、すぐ忘れてしまうような書き方ではなく、読んでインパクトのあるような文章で適切な場所に入れてほしいと思います。

村上委員 第2章の大きい組み立てですが、環境の整備を、対象者をはっきり分けてはどうですか。順番は都民、それから事業者、医療関係、そして都の行政としては何をするか。都民については、さっき池上先生もおっしゃったように、考え方がいろいろということ余り細かくは書かずに、都民についてはあっさり書いて、詳しくは「都民のメッセージ」に込めて話すというふうにここに書いておいて、そして事業者はどうする、医療系はどうする、行政はどうするという順番で書く。あるいは対象者は分けながら、事が起こる前の予防的な部分と事が発生したときの対応と、それからもっと中長期的ないわゆる環境整備というふうに、少し整理して書いたらどうかしらと思います。いきなり発生と言っても、医療だと発生から入ってしまいますか。

対象別というのをはっきりさせるなら、事業者の後、やはりここは医療関係者というふうにして分けた方がいいのではないかと思いますけれども。最初は都民がいいと思うんですね。都民については余計大事だから、別立てで詳しく述べたいということを予告しておけばよろしいのではないかと思います。

代田委員 休憩前にも話があって、梅垣先生と浜野委員の方でお話ししていただくことになっている本質的な問題について、やはり本質的な問題が、例えばこの安全の確保と

いうところでは何なのか、被害の防止のところでは、被害ということについては本質的な問題としてどういう問題があるのかというのをその都度挙げていき、それに対する対策として事業者に対してはどうか、医療関係者に対してはどうか、都民に対してはどうかということを述べる。そして、最後は、都民に対するものはメッセージという形になりますから、一たん総論的な形でこの中に組み込んでいって、改めてメッセージという形で、わかりやすい形に読みかえたものをもう一度出してもよろしいのではないかと思います。

梅垣座長 例えば、問題に対して必ず答えがあるという、対応をきっちりつくるといふことでよろしいですかね。

代田委員 そうですね、問題点に対して。

梅垣座長 問題点に対しては必ず答えがどこかにあるという、その対応をきっちりつくるといふことですね。あと、村上先生と池上先生がおっしゃったように、だれに対してだれがどうするかという役割分担ですよ。中身はここで議論されていますけれども、それぞれの人がそれぞれの役割を担う。例えば安全性確保だと、事業者だけではなくて、やはり都民の方もいろいろな認識をして、自分たちの役割を果たさなければいけない。それを明示するといふことでよろしいですね。

古田副参事 我々の中の議論でも出ていたのですが、問題点、骨子といふことで箇条書きで余りにも短く書いてしまっているんですけども、今おっしゃられたように、問題点は何が、それから対象者はだれかといふことを先に出して、解決とペアで整理していく必要があると思います。

林委員 先ほどの本質的な問題についてといふことで、梅垣座長と浜野委員といふことなんですけれども、医療関係者が関与するような問題がありますね、たくさんここに出ていますけれども、これについてもあらかじめ何人かの先生で話し合った方が。事務局から問題点を出して、その問題点についての話し合いを、例えば丸山先生と池上先生と梅垣座長で話し合っていて、できれば7月中ぐらいにやっていただいて、何らかの回答をつくと。それを8月の初めのうちに私たちがいただくといふようなことを考えて下さい。医療関係者の問題は関心が深いのでよろしくお願いします。

池上委員 梅垣座長で十分です。

林委員 いや、やはり3人位で検討する必要があります。

浜野委員 先ほどちょっと議論になった医薬品成分による健康被害のケースで、確かに今回の議論からややずれるかもしれないのですが、現実的には問題の健康被害のかなり重

要な部分だと思えます。ここで言えば、3ページにある事業者が行うべき安全管理の四角の中の一番下に「法律の遵守への責任体制の整備」、言葉は別にして、法律の遵守という視点からすると、健康被害は食品成分に基づく健康被害と、医薬品成分の使用に基づく健康被害とが厳然としてあって、一般の消費者にはこの区別は全くできないと思えます。これができるのは業者であり、販売者であり、あるいは行政であるということからすると、法律の遵守というところでは、この問題は極めて重要な部分であるということは触れていただきたいと思います。

もう1つ、実はここ一、二カ月、医療関係者、特に栄養士ですが、栄養士関係の学会とか勉強会で特定保健用食品と保健機能食品の話をさせていただく機会が何度かありました。そこで何が議論されているかといいますと、例えば糖尿病の治療において、栄養士としてこういった食品をどう使えばいいのか、使うべきではないのかという議論とか、あるいはそういった人たちがこういう「健康食品」をどう判断、どう理解すればいいのかということとをディスカッションする場なわけです。

話す立場として一番困っているのは何かといいますと、保健機能食品、特にそのうちの特定保健用食品ですが、この制度は病者を対象にはしていないということなのです。したがって話としては、よく勉強してくださいと、一般の消費者にわかるように説明してくださいというように説明はしますが、高血圧の患者さん糖尿病の患者さんに、こういう特定保健用食品を使った場合のデータは、実はないのです。求められてもいないし、制度的にはその人たちを対象としていないとしているので、やむを得ないところです。しかしながら、現実にはかなり使われている。問題が起こるとすれば、ひょっとするとこの領域である可能性はかなり高い。

したがって、ここの部分は避けて通れないのではないのかなと思っています。特に問題の本質についての話をするとき、一般の消費者の意識調査の資料にもあるように、多くの消費者は極めてリーズナブルにそんなに効くとは思っていないのです。でも、ほんの数%ですが、病気が治ると思っている人たちがいる。問題はここにあるのではないかと思います。その部分を完全にオミットしてしまうと、何か話が空論になってしまうような気がします。そもそも医療関係者の判断で使うものは一応除外してはいますが、医療関係者の関与というのは絶対に避けて通れない。特に安全性の問題からすると避けて通れない部分があるので、何らかの形で、その部分には触れておきたいと思えます。おやめなさいと言うべきか、どうすべきかは私も判断しかねているところです。

林委員 それも安全性の問題として対応できるのではないですか。過信してしまって、医薬品の治療を放棄して症状が悪化するということも、安全性の問題の観点で書けばよいのではないのでしょうか。

古田副参事 今のご指摘の部分は、この委員会でも議論いただいている部分でございます。都民へのメッセージのところの11ページに保健機能食品の特徴として、「注意しなければいけないこと」という項目で幾つかの項目は挙げてございます。ただ、さまざまなポイントがある中で、特に都民の方により目を向けていただきたい事項として、あるいは本文の中にこの辺の事項についても考える必要があるのかなと、お話をお聞きして思いました。

梅垣座長 関連しますが、やはり基本的な考え方が重要になるんですね。この間の評価委員会のときも、基本的にはきっちりした日常の食生活をするというのが普通の人やり方ですね。病気の人に対しては、やはりちゃんとした医療、確立された方法があって、その医療を受けるというのがまず基本になるわけです。それがわかって、初めて次のステップがあると思います。そういうメッセージがこの中に入っていますから、そういうところをもっと全面に出してきてもいいかなと思います。

それでは、3章に行きたいと思います。第3章、「おわりに」についての説明を事務局からお願いいたします。

#### < 第3章の骨子概要説明、省略 >

梅垣座長 それでは、第3章、「おわりに」について、確認したい点とかご意見があれば、お願いいたします。

今気づいたのですが、都民へのメッセージの2番目の【「健康食品」への理解】というところで、基本的に疾病の治療目的で利用するものではありませんということを入れた方がいいと思います。一般には治療目的でというふうに考えられている人がいますけれども、そこまでエビデンスは得られていないのが現状ですから、基本的に疾病の治療とか治療を目的に利用するものではありませんということをつけ加えた方がいいと思います。

池上委員 厳密に言えば、薬事法上は予防も食品には記載してはならないということにはなっています。身体の構造と機能に影響を与えるという部分は、特保だけは認めていますけれども、それ以外の食品に関しては一切、そういった予防とか治療とかは認められて

いません。そこまで書いて、都民の人が理解するかどうかはわかりませんが、もし書けたら、そういう法律上のカテゴリーを明確にした上で、食品は治療には使えないということを理解していただくと。

古田副参事 先生たちにお考え方をお聞きしたいのですが、例えば中国製ダイエット食品で被害に遭った方のメッセージを聞きますと、体がぐあい悪くなっているのはわかっていると。1カ月に何キロもやせてしまってますね。ただ、それでも使いたい、あるいはインターネット、新聞でこれは危険だというふうにわかっているけど、その後なおかつ使う方がいるという状況も実際にはあるということです。そういった方々は今回メッセージの対象としていないんですよ。それでいいのかどうかということなんですけれども。

梅垣座長 実はそれは、私のところで同様なことをしているんですけども、例えば何か薬が入っている製品が出され、薬が入っているというのは効果があるということだから、ますます販売が促進されるという事例があるということをお教えしてくれる人がいます。それはどうしようもないんですね。でも、それは恐らく例外だと思うし、利用する方はよく認識していない。例えば台湾のアマメシバの問題でも、日本でアマメシバの問題が発覚して、台湾のマスメディアがある被害者にインタビューしたんです。そうすると、その方は今は階段も上れないほどげっそりやせてしまったという話でした。これほど健康が重要だというのはわからなかったと。人は健康を害して初めて健康のありがたさがわかるわけです。そういうところの理解がまだ十分できていないということがあるので、そういうメッセージを伝えるしかないのではないかと私は思いますけれども。

林委員 7ページの上の2行、事業者、医療関係者の自主的取り組みを進めるとありますね。これも事業者、医療関係者が「健康食品」の具体的な問題について積極的な取り組みを進めれば、それだけでも都民の「健康食品」に対する理解と行動の変化の原動力となることを述べればよいのです。また逆に、都民の理解と行動変化は事業者、医療関係者の取り組みの原動力にもなるわけです。

もう一つは、背景となった議論の中で、メディアの健康情報は話題性に着目した「からだにいい情報」を発信している場合が多いとの意見があります。科学的に正確な情報を発信すべきであるとの認識が薄いということですね。この場合、科学的に正確な情報とそうでない情報をどう区分けするかということの考え方を提供するというのも大事ですね、難しいですけども。一遍にすべての都民の理解を上げるということはなかなか難しいと思います。ですから徐々に進めていく姿勢が大切です。そのためには、事業者、医療関係

者の取り組み、特に正確な情報を発信するという認識を高めるといことが大事ですね。

古田副参事 今ご指摘いただいた科学的な情報の見分け方というのは非常に難しく、またどうやって伝えようかというふうに思い悩んでいるところで、都民へのメッセージの10ページのところに、既に何度もごらんいただいているのですが、機能表示の信頼性とその根拠情報との関係ということで、ステップが書いてあります。ただ、これもなかなかわかりにくいかなという感じも個人的にはしています。何かよりわかりやすいアイデアがございましたら、ぜひご教授いただきたいと思います。

梅垣座長 私も使っていますけれども、ちょっと詳し過ぎると思います。これに当てはめると、ほとんどのものはなくなってしまう。ただ、これは有効性の情報であって、安全性は全く別です。だから、それを考えて、例えば別のフローチャートをつくって、食品を選択するときにはまず考えなければいけないのは安全性です、安全性を確保するためにはどういう項目が必要か。例えば規格基準が決まっているものを選ぶとか、中に何が入っているかというのが表示してあるものを選ぶとか、そういうステップをつくる。では有用性はどうかということを入り込んで、具体的にしっかりした研究が行われているものかどうか、それが動物試験かどうかですね。その先にヒトの試験があるということで、もう少し作り変えた方がいいと思っているんです。ただしなかなかそこまで、つくるのは難しいところがあるんです。でも、今までの委員会の議論を踏まえて独自につくった方がよい。これにとらわれることはないと思います。これに当てはめると、「健康食品」はほとんどなくなってしまいますし、特保も恐らく、ここに当てはまるものはどれだけあるかという考えもあります。

古田副参事 わかりました。

池上委員 先ほどのご質問の「健康食品」で被害を受けても、なおかつ使うという都民というか、消費者の心理というか、中国の保健食品で健康被害が生じたときに、テレビで映った女性が、健康被害を受けられて、こういうものを今後どうしますかといったら、もうちょっといいものがあればまた使いますというふうにおっしゃって、私、懲りない人がいるんだと、そのとき本当に驚いたんですけれども、こういう人がいることを考えると、単純に科学的な情報だけ提供していただくだけでは、根本的な解決に結びついていかない、そういう限界をそのときすごく感じました。

そのためにどうすればいいのかというところは、私も明快な答えがあるわけではないですが、まさにここが食育の重要性だと思うんです。ですから、今の事例を例に挙げながら、

根本的な解決には消費者が食生活に対して的確な判断とかができるようにしていく、そういう根本的な解決がないと、本当の解決に結びついていかないのではないかなと思うんです。

私自身は今、女子大で教鞭をとっているんですけども、若い女性たちを見ていると、ダイエットに対しては、何をさておいても第1番目の価値を置いているんです。私は女性週刊誌の取材は一切、基本的には応じないことにしているんですが、その理由は、ああいったメディアの情報が女性にとって本当に大事な価値という、自分の生きる価値は何かということを全然情報として流さないで、ただ単純にやせていればいいというような、そういう情報提供だけを一方的に流している中で、日本の若い女性たちが本当の価値観というものを持ってないような状況をつくってしまった、ちょっと大げさで申しわけないんですけども、私はそういう背景が非常に大きいかなと思うんです。

ですから、この報告書の場合には、食教育、食育という範囲にとどめざるを得ないと思うんだけど、やはり消費者のきちんとした価値観、食育の背景にきちんとした価値観を持っているかどうかということも大事なのではないかなと思っているものですから、さっきのお話があったので、勝手な自分の哲学のようなものを話させていただきました。

林委員 薬事法違反の事例は書けないんですか。これは最も生々しく書くべき情報だと思うんです、理解してもらうためには。

古田副参事 書けないことはございません。「健康食品」の、私たちの分類からは食品ではないということになってしまいますけれども、成分を分析した時点の後のことで、初めの段階ではすべて対象になっているものですので、必要なことだと思っております。

林委員 こういう問題に余り関連のない企業の方とか薬事関係の方に迷惑がかからない程度に、きちんとわかりやすくまとめておくことも大事なかなと思います。

古田副参事 都民へのメッセージのところは重要だと思います。対象とする事業者は、そういった違反品の取扱い者ではないためです。

村上委員 1の3つの「 」が非常に抽象的で、健康を守るための行動をとれとか、都民の行動の変化を期待するとか、参考となる情報が必要であるとか言われても、ではどうするかということがわかりにくいのではないかなと思いますから、第3章はこちらから出す「都民へのメッセージ」というものを念頭に置いて、それを上手に要約するなり、大事なところから書いていくなり、そういう書き方がいいのではないかなという気がいたします。

これは大変だ、気をつけなければと思う意識の切りかえには、やはり被害の実例という

ものをAタイプ、Bタイプぐらい、ちょっとタイプの違うものを1つ、2つ、まずぼんと挙げて、そこからこういう問題があるんだというふうに引き出していくみたいな形で、少しおもしろくなった方がわかりやすい。引き込まれるような書き方にした方がいいのではないか。それはメッセージの方にも言えることかもしれませんが。都民にメッセージとして10数ページをこれから細かく出す、それを踏まえたような整理の仕方の方がいいかしらと思います。ともかく都民がずっと入るように、環境整備の書き方をした方がいいと思います。

古田副参事 ご指摘のとおりかと思えます。都民へのメッセージはこういうふうなものをメッセージとして出しますということをお示ししたかったので、初めに抽象的な考え方を書かせていただいて、それでもって具体的な部分をメッセージ案の方に送り込んでいるところなんです。メッセージ案はこのまま、報告書ではもちろん出ていきますが、都民の方にお渡しする場合には、これをわかりやすいパンフレットに加工したり、あるいはビデオに加工したり、あるいは講習会をするときの素材に加工したりするつもりです。

それなものですから、例えば「健康食品」に対する都民へのメッセージの中には、これだけではちょっとわかりにくくなっていると。例えば「健康食品」の定義とか、被害事例とか入っていないですが、全体を構成する際には、やはり健康被害事例は重要な部分でございまして、必ず入れていこうと思っております。

梅垣座長 それでは、ほかにないようでしたら、意見のおさらいというか、まとめを事務局からお願いします。

古田副参事 それでは、まとめをさせていただきたいと思えます。足りない部分があったら補足していただきたいと思えます。

まず、第2章の構成について、私どもの項目立てが対象者別になっていないというご指摘があって、その方がいいのではないかとご指摘がございまして。現在、私どもの組み立ては、基本的には初めが事業者、次は健康被害を防止ということで、必ずしも対象者別にはつくっていません。その中にさまざまな対象者が入っているのは事実です。もう一度考えてみようとは思いますが、もう1回対象者別に整理をかける作業は非常に大きくなってしまいますので、項目を整理してみて、わかりやすさの点で配慮していきたいと思っております。

整理の仕方としまして、予防と発生への対応という区分も1つの考え方ではないかということですが、これも私どもの整理の仕方がそうしていなかったものですから、こ

れで全体をまとめていくのは少し難しいのではないかと考えています。ただ、課題を整理していく上での観点として、考え方を取り入れていきたいとします。

特保などの利用につきまして、医療関係者がどのように関与していくべきかということを入れた方がいいのではということでご指摘がありました。これは、患者さんたちへの具体的なアドバイスとして必要なことだと思しますので、ぜひ取り入れていきたいとします。

第2章の1のところ、事業者の取り組み、それから都民への視点、このように分けたらどうか。「健康食品」の安全の確保というところです。事業者の取り組み、それから都民の視点という観点で、2つに分けた方がいいのではないかとご指摘をいただきました。この中の要素として対応が可能だと思しますので、ご指摘の方向で考えていきたいとします。

それから再三ご指摘いただいています医薬品成分の入った「健康食品」、これは違法なものになってしまいますが、これについての記述、指摘をもっと多くすべきではないかというご指摘です。これにつきましては、置く場所の問題がございますけれども、必要な視点だと思っておりますので、もう少し詳しく記述を加えていく方向で検討したいとします。

食品安全基本法、あるいは食品衛生法、そういった根本となる考え方について、記述整理をする必要がある。現在の「健康食品」の問題は、この部分でかなり整理されるというお話をいただいております。これにつきましても、必要な事項を整理した上で、入るべき項目を考えて入れていきたいと思っております。この辺の入れ方につきましてはご相談させていただきたいとします。

「本質的な問題」というフレーズを使っているんですけども、この本質的な問題が何なのかというところが問題点の指摘のところできちんとわかるようにしておくべきだというようなことです。ここできちんと整理しておきますと、解決策のところできちんとした対応ができるということで、この辺の問題点の指摘をきっちりしておきたいと思っております。

マスメディアの情報の取り扱いにつきまして、今回、個別の情報は公表できませんが、委員会で得た情報につきましては随所にきちんと入れていく必要があるということでご指摘をいただいております。

情報選択のチャート、有用性のチャートについてはよそで使われているフローチャート

をとりあえず載せてありますが、もう少しわかりやすいもの、全体を網羅できるようなものを考えていきたいと思っております。また、これにつきましては、先生たちのアイデア、お力をぜひおかしいたいただきたいと思っております。

林委員 医療関係者の役割を、都の方で問題を出して、池上先生と丸山先生と座長……。あれは、医療関係者がかかわらなくてはいけないということではなくて、どうかかわってほしいということをもっと具体的に出す方が大事だと思います。これは割合、抽象的なものではなくて、具体的な動きとして進められるのではないかと。

古田副参事 林先生からは、幾つかもう少し議論を深めようということで、1つは医療関係者の役割、期待する部分を私たちの中でもう少し議論した方がいいのではないかと。もう1点言われたのは……。

林委員 健康食品の本質の問題についてです。

古田副参事 わかりました。お集まりいただいて議論する時間がとれるかどうかかわからないですが、メールとか可能な範囲でまたご議論させていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

梅垣座長 ありがとうございます。タイトルなども先生方にお聞きして、いいタイトル、誤解のないようなタイトルになるように確認しながら作業をした方がいいと思います。タイトルを固定してしまって、それから中身を詰めていくというのが妥当だと思います。そのときの環境の整備というところは、やはり役割分担を全面に出した方がいいのかなと私も議論を聞いていて思いました。医療関係者、それから事業者、都民、行政側と。

村上委員 行政、都はどうすると、短くても何か入れておおきになった方がいいんじゃないでしょうか。

古田副参事 一番痛いところですけども、私どもタイトルのつけ方が下手なのかと思います。おっしゃるように、何をしたいのかを挙げて、それに合う内容とタイトルをきちんとしていきたいと思っております。この部分につきましては、先生たちのお力をぜひおかしいたいただきたいと思っております。

梅垣座長 それでは、これで検討の概要ということになっていくわけですが、この骨子案を先生方の意見を参考にしてまたちょっと練り直して、内容を事務局でまとめていただき、最終的に評価委員会で検討したいと考えています。評価委員会までの間に事務局から内容の確認や連絡がありますので、ご協力をお願いいたします。

今後の予定について、事務局からお願いいたします。

渡部係長 今後の予定ですが、まず8月24日に第7回専門委員会の開催を予定しています。その後、10月11日に情報評価委員会、本委員会の開催を予定しております。それまでの作業といたしまして、今回骨子素案をお示ししましたが、次回の委員会では報告書案についてご検討いただく予定です。日程がかなり厳しい状況ですが、ご協力をいただければと考えております。

以上でございます。

梅垣座長 それでは、次までの時間がかかなり迫ってきていますので、先生方、夏休みもありませんがご協力をよろしく願いいたします。

本日の議題はこれで終了しました。どうもありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

古田副参事 ご検討ありがとうございました。きょういただきましたご議論、事務局から議事録等を整理しまして、骨子をまとめ返しまして、先生たちにまたご相談申し上げたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。また次回よろしく願いいたします。